

			を指示すること。		
2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関すること。	<p>1 同法第5条第4項の規定により第一種事業所の新設に関する計画について主務大臣に対し意見を述べること。</p> <p>2 同法第28条第5項第4号及び第9号の規定による防災本部の本部員を指命又は任命すること。</p> <p>3 同法第28条第7項の規定による防災本部の専門員を任命すること。</p>	<p>1 同法第2条第5号の規定による第二種事業所を指定すること。</p> <p>2 熊本県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年熊本県条例第67号）第3条第2項の規定による幹事を任免すること。</p>			
3 自衛隊に関すること（隊員募集を除く。）。	1 災害派遣を要請すること。	1 協力要請（災害派遣を除く。）に関すること。			1 演習通報の処理に関すること。
4 消防に関すること。	<p>1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の2の規定による消防施設の強化拡充の助成をすること。</p> <p>2 同法第24条の2の規定により非常事態の場合において市町村長等に対し、災害防御の措置に関し、必要な指示をすること。</p>	<p>1 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8第3項の規定による消防設備士試験を実施すること。</p> <p>2 消防組織法第18条の2の規定による市町村相互間の連絡協調及び消防職員の人事交流のあっせんに関すること。</p> <p>3 同法第18条の2の規定による指導（課長専決事項を除く。）に関すること。</p> <p>4 同法第18条の2の規定による消防思想の普及宣伝に関する</p>			<p>1 消防法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状を交付すること。</p> <p>2 同法第22条第1項及び第2項の規定による火災気象通報を受け、市町村長に通報すること。</p> <p>3 消防組織法第18条の2の規定による消防統計及び消防情報に関すること。</p> <p>4 同法第18条の2の規定による消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関すること。</p> <p>5 同法第18条</p>